



# 碧南ロータリークラブ週報

第2635回例会 平成25年4月3日(水)

- 会長 黒田 昌司
- 幹事 木村 徳雄
- 会場監督(SAA) 新美 雅浩

2012-2013 年度 国際ロータリーのテーマ

■例会日 毎週水曜日 12:30 ■例会場 碧南商工会議所ホール  
 ■事務局 碧南商工会議所内 〒447-8501 愛知県碧南市源氏神明町 90  
 TEL<0566>41-1100 FAX<0566>48-1100  
 ホームページ: <http://www.hekinan-rc.jp>  
 E-mail: [info@hekinan-rc.jp](mailto:info@hekinan-rc.jp)

■会報委員 菅原優・鈴木泰博・服部弘史・大竹密貴



## ●斉 唱

国歌「君が代」  
 ロータリーソング「奉仕の理想」

## ●四つのテスト唱和

## ●本日のメニュー

和風弁当 大正館

## ●ビジター紹介

(株)ベストプラン湘南支社 支社長  
 (株)グローバルビュー 代表取締役 安井孝二氏

## 会 長 挨 拶

本日の卓和のテーマが「目から鱗の相続対策」という事で、目の話をしたいと思います。

日本の諺の中に目を使った色んなものがあります。「目から鼻に抜ける」、「目から耳へ抜ける」などがございますが、鼻と耳に抜けるのでは意味が正反対でございます。鼻に抜けるのは賢くてすばしっこい、耳へ抜けるのは見てても全く覚えていない、という事でマイナスな意味です。その他、「目糞鼻糞を笑う」や「目の上のたんこぶ」など色々ございます。本日は、「目は口ほどに物を言う」についてお話をしたいと思います。

北陸先端科学技術大学院の知識科学研究科の橋本教授が、ある実験をしているのをテレビでやっておりました。3人が目出し帽をかぶり、北海道の地図を見て言葉を発せず目の動きだけで行きたい温泉地を合わせよ、という内容でした。そこで正解ばかりだし、正に「目は口ほどに物を言う」状態でした。

橋本先生が言うには、動物で白目が見えるのは基本的に人間だけで、白目の動きで色んなコミュニケーションをとっている、という事でした。もし人間が黒目だけだとしたら、「目は口ほどに物を言わない」そうです。



黒田昌司会長

通常の状態では人間の黒目は54%、白目は46%です。ところが驚いたり、相手と戦う場面では黒目が40%、白目が60%になるそうです。危機感を抱いた時に、白目を大きく見開いて相手を観察するため、と先生はおっしゃってありました。

これからを白目でよく観察して頂いて、明るい人生を過ごして頂きたいと思います。

## 幹 事 報 告

- ・ 幹事報告はお手元の幹事報告書の通りでございます。
- ・ 例会ですが、来週の4月10日は休会になりますのでお願い致します。
- ・ 新入会員が入られましたが、犬塚さんが3月31日付けで退会されましたので、ご報告させていただきます。



木村徳雄幹事

## 委 員 会 報 告

### <出席奨励委員会>

|                                          |               |
|------------------------------------------|---------------|
| 総会員数 66 名 (内出席免除者 10 名の内出席者 8 名)出席者 50 名 |               |
| 出席対象者 50/63 名                            | 出席率 79.37%    |
| 欠席者 16 名(病欠者 1 名)                        | 前々回修正出席率 100% |

※三週連続出席率 100%の場合は記念品を差し上げます。

### <ニコボックス委員会>

- 鈴木 敏弘君 3月15日、会議所窯業部会研修会の浜岡原発見学に於いて、伊出俊一郎さんに大変お世話になり、ありがとうございました。
- 長田 豊治君 この4月1日より碧南市公平委員会の委員長に就任いたしました。ガバナー月信に、I.M報告の記事を提出させて頂きました。改めて、皆様のご厚情に感謝いたします。
- 木村 徳雄君 本日、岡本彰人君が入会します。風体はオッサンみたいですが、若い優秀な方ですので、宜しくお願いします。
- 伊藤 正幸君 4月1日より碧南歯科医師会会長を拝命いたしました。御指導賜りますようお願い申し上げます。
- 森田 雅也君 会員増強委員会です。岡本さんの入会を心より歓迎いたします。
- 栗津 康之君 前に出すのを忘れました。今回出しておきます。
- 鈴木 泰博君 本日の卓話の講師を紹介いたします。
- 伊出俊一郎君 よい事がありました。
- 伊出俊一郎君 2月の鉄工会・機械金属部会の皆さんに続き、3月には窯業部会の皆さんにも浜岡原子力発電所をご視察いただきました。遠いところをお越し頂き、あ

りがとうございました。

岡本 彰人君 本日からお世話になります。宜しくお願い致します。

## <親睦活動委員会>

### 会員誕生日

25日 石川 春久君

### 奥様誕生日

|     |           |      |     |            |     |
|-----|-----------|------|-----|------------|-----|
| 2日  | 平岩統一郎君の奥様 | 和恵様  | 5日  | 新美 真司君の奥様  | 琢美様 |
| 6日  | 池田 弘孝君の奥様 | 雅子様  | 6日  | 杉浦 保子君のご主人 | 義己様 |
| 7日  | 新美 孝君の奥様  | 信子様  | 8日  | 藤関 孝典君の奥様  | 千智様 |
| 21日 | 長田 銑司君の奥様 | 美代子様 | 24日 | 倉内 裕君の奥様   | 月子様 |
| 25日 | 長田 豊治君の奥様 | 妙子様  | 30日 | 鈴木 泰博君の奥様  | 恵子様 |

### 結婚記念日

|     |             |         |     |             |     |
|-----|-------------|---------|-----|-------------|-----|
| 16日 | 石川 春久君・美鈴様  | 43年     | 17日 | 倉内 裕君・月子様   | 40年 |
| 17日 | 林 俊行君・としめ様  | 25年(銀婚) |     |             |     |
| 17日 | 奥津 順司君・美恵子様 | 31年     | 20日 | 岡本 明弘君・早百合様 | 31年 |
| 28日 | 伊出俊一郎君・直子様  | 28年     | 29日 | 池田 弘孝君・雅子様  | 52年 |

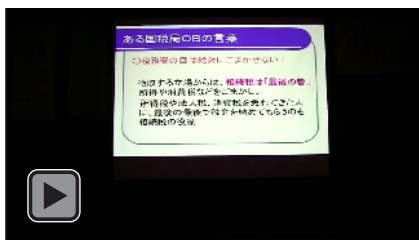
### 入会記念日

3日 木村 克美君、岡本 彰人君 4日 平松 則行君

## 卓 話

### 「目から鱗の相続対策」

(株)グローバルビュー 代表取締役 安井孝二様



安井孝二様

本日は、「目から鱗の相続対策」についてお話させていただきます。

私は二人の大切な友人を癌で失いました。人には1回だけその時がきます。私の友人のように突然やってきます。その事を知って頂いた上で本日のお話をさせて頂きたいと思います。

ある国税局のOBの方の言葉です。徴収する立場からは、相続税は「最後の砦」。どんなに逃げても最後は捕まえるぞ、とおっしゃっておいりました。

税制が大きく変わります。贈与税は減税になりますが、所得税、相続税が増税になります。

基礎控除が4割カットになります。大幅に変わりますので、もう一度チェックする必要があるかと思います。

例) 妻一人、子供二人の場合

これまでは8,000万円までが基礎控除の対象

↓

2015年からは4,800万円まで

相続発生時に税金の掛からない、非課税枠をご紹介します。

- ・死亡退職金

500万 × 法定相続人の数

- ・弔慰金

報酬月額 × 6ヶ月（業務上の場合、36ヶ月）

- ・死亡保険金（個人契約）

500万 × 法定相続人の数

会社の規定では、死亡退職金と弔慰金を分けて規定して頂く必要がございますので、ご確認して頂きたいと思います。

基本的な事項の確認をしたいと思います。

相続人の範囲ですが、配偶者は常に相続人となり、配偶者以外の人は以下の順序で配偶者と一緒に相続人になります。

- ・第1順位

死亡した人の子供

- ・第2順位（第1順位の人がない時、相続人になります。）

死亡した人の直系尊属（父母や祖父母など）

- ・第3順位（第1順位、第2順位の人がない時、相続人になります。）

死亡した人の兄弟姉妹

相続におきまして一番トラブルの原因になるのが、遺留分制度です。相続人には、遺留分という相続財産に対する一定割合の権利が認められています。遺留分を侵害された場合、遺留分減殺請求権を行使しまして、遺言書が全く無効になるわけではないですが、遺言通りには相続できないという事態になります。遺留分を減らしたいからといって、むやみに特定の方に偏った贈与をすると、後々トラブルになります。

民法上の相続財産と、相続税法上の相続財産は覚えて頂きたいです。「不動産」、「自社株」、「有価証券・会員権等」、「現金・預貯金」は共通で相続財産になります。「保険金・死亡退職金」については、相続税法上の相続財産になります。

相続において、生命保険はかなりメリットがあります。保険金は相続発生時に増加する唯一の資産です。受取人固有の財産になり、遺留分減殺請求の対象外などのメリットもあります。必ず、主契約で終身保険に入ってください。誰でも加入できる終身保険もありますので、大病し



でも諦めないで頂きたいです。

受取人を奥様にされている方が多いと思いますが、高額納税が予想される方は奥様ではなく、お子様にされる方がいいかと思います。また、相続人である受取人が契約者になる事で、一時所得の形態になり節税対策になります。

相続対策の場合、これで完璧というのはございません。少しでもいいものを積み上げていて、相続対策の基本です。親、ご自身、子供、孫で大切な資産を守り、対策をする事によって大切なご家族、社員を守る事になりますので、相続対策をして頂きたいと思います。

## 次回例会案内

平成 2 5 年 4 月 2 4 日（水）

クラブフォーラム 地区協議会の報告